

～市民体育館新設に伴う事務所移転について～

6月1日より市民体育館事務所を市民球場に移設いたします。

移設に伴い、これまでの受付方法と異なる点に関して
利用者の皆様へお知らせいたします。

- ・料金のお支払い → 市民球場窓口にて受付(6月1日～)
- ・施設の利用申請 → 市民球場窓口にて受付(6月1日～)
- ・教室の申し込み → 東山体育館窓口にて受付(6月5日～)

◎東山体育館はスタッフが常駐となる為、
窓口にて申請、お支払い等の受付をいたします。

その他ご不明な点は市民体育館(33-2861)までお問い合わせください。